

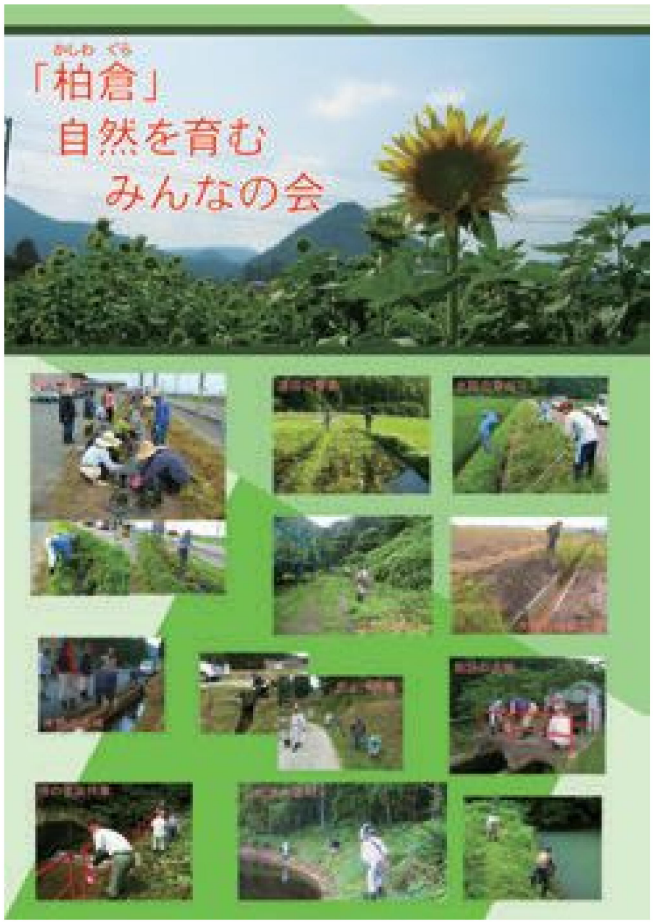
第８７号

編集と発行

最上川中流土地改良区

〒990-2476　山形市飯沢62番地の2
TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613
E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp
ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

令和3年6月発行





多面的機能支払交付金活動組織紹介パネル

〈 主な項目内容 〉

○第178回総代会　…… 2
○着任の御挨拶　他　…… 3
○令和３年度予算のあらまし　…… 4
○令和３年度賦課金について　…… 6
○令和３年度地区除外決済金について …… 7
○改良区への通知、使用料・手数料について… 8
○水利調整委員及び水利について　…… 9
○管理運営委員会と担当職員、事務局機構…10
○土地改良区の賦課金とは　他 ……11
○多面的機能支払交付金活動紹介
　総代・役員の改選　……12

第一七八回 総代会

第一七八回総代会は令和三年三月二十六日に開催予定でしたが、緊急事態宣言の発出に伴い緊急措置として書面議決による開催となりました。上程された令和三年度予算を始めとする全八十五議案が原案のとおり承認されました。

【理事長あいさつ】



理事長　広谷 五郎左エ門

去る三月二十二日、新型コロナ感染症が急拡大し山形県・山形市より「緊急事態宣言」が発出されました。

・山形市全域での不要不急の外出や移動自粛
・集会、イベントの開催は慎重に判断してください

という要請を踏まえ、第百七十八回総代会の開催については、通常のあり方を変え、総代皆様方の健康を第一に考えて行わせていただくことになりました。

令和三年度の土地改良区運営の根幹に関わる事項について、ご説明させていただきます。

最初に、昨年七月末の集中豪雨により農業水利施設及び農用地等について多大なる被害が発生いたしました。この間、山形県及び関係市町より特段のご配慮を賜り、順調に復旧の途についています。

一つには、激甚災害の指定を受け河川の氾濫に伴う被災した三か所の災害復旧対策は、山形市の事業主体により進んでおり、令和三年度より本復旧がスタート致します。

二つには、五十件を超える各地区の災害復旧は山形市、上山市、山辺町単独災害復旧事業の採択を受け事業が進捗しております。加えて、多面的機能支払交付金事業の積極的な活用が各活動組織に於いて取り組まれており、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、令和三年度事務局体制の基本方針について申し上げます。当改良区職員は現行六十歳定年制度の中で、三月末をもって二名の幹部職員が退職することになりますが、現行の高年齢者雇用安定法に基づき、一定の条件のもとに再雇用を規定している現行の当区処務規則の中に、新たに役職付再雇用職員として採用する制度を設けることにしました。一年ごと区切って雇用し、職務の遂行状況及び後進への指導状況を評価して参ります。総代の皆様方を始め、組合員の方々の信任を十分得られる様務めて参りますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

さて、令和三年度の国における農業・農村整備関連事業関係予算は、令和二年度三次補正予算と併せて六千三百億円が決定しております。この中で農業・農村整備事業費は五千百八十八億円余であり、防災・減災を始めとする国土強靱化の推進、競争力強化のための農業農村整備の計画的な推進、スマート農業の推進などの予算が措置されております。これらの予算案を参考に当改良区としては、近年頻発する自然災害に対処する上でも「基幹水利施設ストックマネジメント事業」及び「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」、「農村地域防災・減災事業」等を要望する中で頭首工、ポンプ場、用排水路などの施設更新及び長寿命化対策を充実して参ります。

併せて、積雪寒冷単作圃場整備事業等で整備された標準十アール区画前後の小区画農地の整備事業については、集積・集約化が求められており、各地区で十分検討して頂き、当土地改良区としても各団体と連携を図りながら推進して参りたいと存じます。

また、土地改良法の改正に伴う移行処理として、令和四年度より決算書の作成において複式簿記導入による貸借対照表の作成及び土地改良施設の資産評価が義務付けられてきます。これまで一般会計及び国・県営維持管理事業会計を始めとする、各特別会計等の収支決算書及び財産目録を作成し公表してきました。これに加え、近年の農業農村を取り巻く情勢の変化を踏まえて、土地改良区運営の透明性の向上と組合員の方々への説明責任を果たすこと。さらには、施設の更新費用の積立を計画的に行うことにより、土地改良施設の更新が適期、適切に実施されるための条件整備となります。このようなことから、財務状況をより的確に把握し、各種数値を客観的に評価し、組合員の皆様へ公表して参る所存であります。現在、事務局に於いて行政機関、県土地連等の指導を受けながら準備を進めているところです。

結びに、総代皆様方の更なるご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げあいさつといたします。

［議決案件］

議第一号　最上川中流土地改良区定款の変更について

議第二号　最上川中流土地改良区規約の一部改正について

議第三号　最上川中流土地改良区賦課金の不納欠損処分について

議第四号～議第二七号　令和二年度一般会計収支補正予算（第一号）～令和二年度出羽地区除外決済金特別会計収支補正予算（第一号）

議第二八号　令和三年度土地改良施設維持管理適正化事業資金の拠出について

議第二九号～議第八五号　令和三年度一般会計収支予算～令和三年度最上川中流土地改良区地区加入金の基準額及び徴収について



最上川中流土地改良区

広谷　五郎左エ門　理事長

山形県土地改良事業団体連合会　理事に就任

令和三年三月十九日開催された山形県土地改良事業団体連合会第六十三回通常総会において、当区の広谷五郎左エ門理事長が理事に選任されました。

山形市土地改良区連合会　会長に就任

令和三年四月二十三日開催された山形市土地改良区連合会第六十六回通常総会において、当区の広谷五郎左エ門理事長が会長に選任されました。

今後のご活躍をご祈念申し上げます。

着任の御挨拶



東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
最上川支所長　丸山　正徳

この四月一日付けで最上川支所長として赴任いたしました丸山と申します。

私事で恐縮ですが、生まれは米沢市です。しかし、入省して以来、東北管内では岩手県、宮城県、福島県、関東管内では埼玉県、千葉県、東海管内では愛知県、北陸管内では新潟県と三十数年間、仕事をして参りましたが、山形県内への赴任は初めてのことであり大変驚いた次第です。

前任地は、ここから直線距離で南西方向に約九〇キロ、日本海に面した新潟県新発田市に事務所を構える北陸農政局加治川二期農業水利事業所です。この地区のかんがいは二級河川加治川から取水し、約六、〇〇〇ヘクタールの水田を受益とする農業地帯であり、この地区の主要施設には全国でも珍しい（と一般的にいいますが、蔵王ダムと同様の）中空重力式コンクリートダムの「内の倉ダム」や新規造成中の表面コンクリート遮水型の貯水池「松岡ため池」などがあります。私は同地区で農業用取水施設の更新整備に二年間、携わって参りました。

さて、農業農村整備事業関連におきましては、令和三年三月二十三日に閣議決定された「新たな土地改良長期計画」において、新型コロナウイルス感染症の拡大や Society5.0 の実現に向けた取組、SDGs（持続可能な開発目標）に対する関心の高まりなどの農業・農村をめぐる情勢の変化に対応した農業・農村が目指すべき姿を掲げ、持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現に向けて、「生産基盤の強化による農業の成長産業化」、「多様な人が住み続けられる農村の振興」、「農業・農村の強靱化」の三つの政策課題に今後五年間で取り組むこととなりました。

当最上川支所職員一同は、農業農村整備事業を通じて土地改良区の皆様、組合員の皆様に少しでもお役に立てるよう努力する所存ですので、今後ともご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一般会計のあらまし

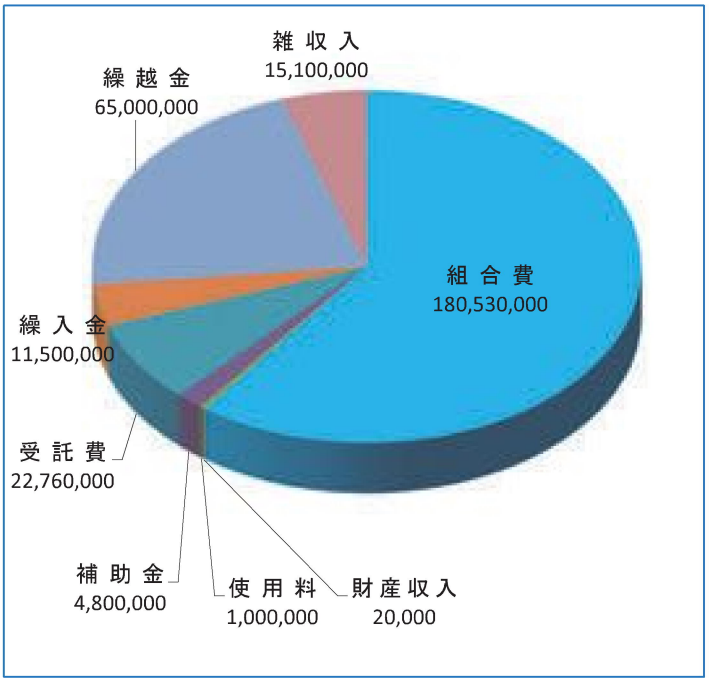
令和3年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第178回総代会において議決されました。

収支予算　300,710,000円

【収　入】

［単位：円］

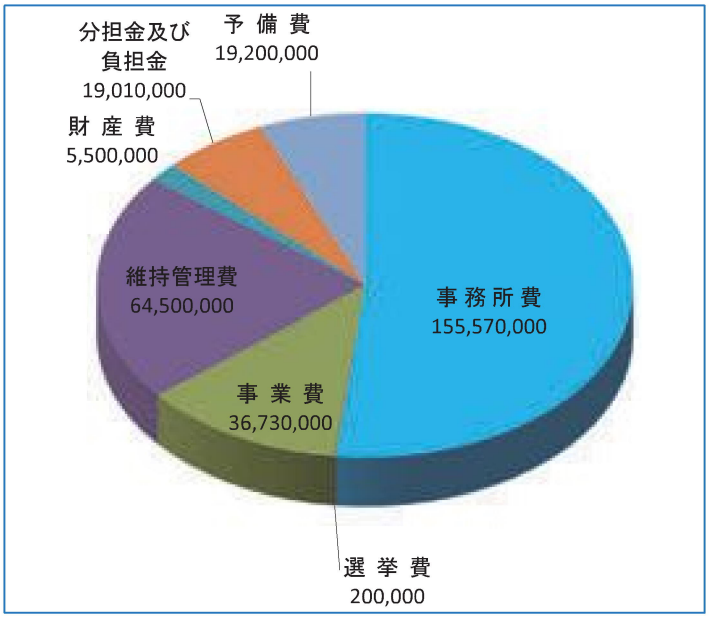
科目	本年度予算額
組合費	180,530,000
財産収入	20,000
使用料	1,000,000
補助金	4,800,000
受託費	22,760,000
繰入金	11,500,000
繰越金	65,000,000
雑収入	15,100,000



【支　出】

［単位：円］

科目	本年度予算額
事務所費	155,570,000
選挙費	200,000
事業費	36,730,000
維持管理費	64,500,000
財産費	5,500,000
分担金及び負担金	19,010,000
予備費	19,200,000



令和3年度　国・県営維持管理事業特別会計収支予算

（単位：千円）

収入			支出		
科目	本年度予算額	附記	科目	本年度予算額	附記
組合費	90,600	国営　10a当たり　1,700円 県営　10a当たり　1,200円	事務費	15,320	国・県営事務諸費
繰越金	45,000	前年度繰越見込額	事業費	58,720	国・県営施設補修工事他
補助金	2,040	山形市災害復旧事業補助金	維持管理費	50,510	施設維持管理費
交付金	24,300	適正化事業交付金	分担金及び負担金	610	負担金他
補償費	10		繰出金	27,350	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他へ
繰入金	10		加入金	3,000	適正化事業拠出金
雑収入	1,150	未収賦課金他	予備費	7,600	予備費
合計	163,110		合計	163,110	

令和3年度　各特別会計収支予算

（単位：千円）

会計名	収支予算額	会計名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	15,920	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	8,220
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	32,380	出羽・明治地区団体営かんぱい事業特別積立会計	71,680
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,260	西部地区特別積立会計	274,560
管理棟維持管理特別会計	37,210	北部地区特別積立会計	14,100
多面的機能支払特別会計	440	八ヶ郷地区特別積立会計	5,600
水源涵養林維持管理特別会計	1,900	十文字地区特別積立会計	11,320
明治地区特別会計	3,930	成沢地区特別積立会計	14,690
千歳地区特別会計	2,570	南山形地区特別積立会計	4,060
出羽地区特別会計	13,100	中部地区特別積立会計	48,180
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	5,070	玉虫地区特別積立会計	34,570
出羽・明治地区団体営かんぱい事業特別会計	24,920	役員退任積立特別会計	10,940
西部地区特別会計	86,290	職員退職給与資金特別会計	77,680
北部地区特別会計	14,890	地区除外決済金特別会計	658,330
八ヶ郷地区特別会計	7,950	明治地区除外決済金特別会計	4,500
十文字地区特別会計	1,390	千歳地区除外決済金特別会計	4,720
成沢地区特別会計	3,010	出羽地区除外決済金特別会計	15,280
南山形地区特別会計	18,560	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	1,460
中部地区特別会計	45,850	出羽・明治地区団体営かんぱい事業地区除外決済金特別会計	11,860
玉虫地区特別会計	4,410	西部地区除外決済金特別会計	37,380
財政調整資金積立会計	334,160	北部地区除外決済金特別会計	21,050
償却資産準備金積立会計	818,490	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	19,350
補償金特別積立会計	22,370	十文字地区除外決済金特別会計	3,980
明治地区特別積立会計	16,230	南山形地区除外決済金特別会計	28,890
千歳地区特別積立会計	720	中部地区除外決済金特別会計	50,500
出羽地区特別積立会計	8,400	玉虫地区除外決済金特別会計	7,370

令和3年度　賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

（単位：円）

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
経常賦課金			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300
特別賦課金			
十文字地区	2,600	1,300	1,300
国・県営維持管理事業賦課金			
国営地区	1,700	850	850
県営地区	1,200	600	600
十文字地区特別賦課金	4,000	2,000	2,000
明治地区特別賦課金　全地区	1,400	700	700
千歳地区特別賦課金　全地区	1,700	850	850
出羽地区特別賦課金			
全地区	2,200	1,100	1,100
東地区	500	250	250
北道上地区	500	250	250
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金			
全地区	3,000	1,500	1,500
かんぱい地区	3,000	1,500	1,500
百花園地区	2,000	1,000	1,000
出羽･明治かんぱい事業特別賦課金			
全地区　（田）	3,500	1,750	1,750
全地区　（畑）	1,750	875	875
西部地区特別賦課金			
西部全地区	2,500	1,250	1,250
ほ場外地区	660	330	330
山王頭首工上流地区	310	155	155
池沼水利費	660	330	330

賦課区分	10a当たり賦課金	第１期	第２期
北部地区特別賦課金			
北部全地区	500	500	－
今江第１地区	1,500	1,500	－
今江中野地区	1,500	750	750
今江内表地区	1,700	1,700	－
今江第３地区	1,000	1,000	－
北部第１地区	1,000	1,000	－
北部第２地区	600	300	300
馬洗場地区	1,000	1,000	－
成安地区　（田）	2,600	2,600	－
成安地区　（畑）	1,300	1,300	－
三社地区	600	600	－
八ヶ郷地区特別賦課金			
八ヶ郷全地区　（田）	1,700	850	850
八ヶ郷全地区　（畑）	1,500	750	750
八ヶ郷全地区（未整理地）	260	130	130
南山形地区特別賦課金			
南山形全地区　（田）	1,950	975	975
南山形全地区　（畑）	1,170	585	585
黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
未整理地区　（田）	1,950	975	975
成沢地区　（田）	1,755	878	877
黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
事業賦課金整理地　（田）	3,400	1,700	1,700
事業賦課金整理地　（畑）	2,040	1,020	1,020
事業賦課金未整理地（田）	3,400	1,700	1,700
事業賦課金成沢地区（田）	3,060	1,530	1,530
中部地区特別賦課金			
県ぼ内地区（田･畑）	1,500	750	750
未整理地（田）	400	200	200
長表北部・松栄地区（田･畑）	4,000	2,000	2,000
事業特別・田	2,500	1,250	1,250
事業特別・畑	750	375	375
玉虫地区特別賦課金全地区	2,500	1,250	1,250

※　賦課金の算出金額は１円未満切り捨てとする。

※　賦課基準日　・・・　令和3年4月1日　　**※　納付期限　・・・　第１期　７月３１日　第２期　１１月３０日**

定款の改正により令和３年４月１日からの延滞利率が、日歩４銭（14.6%）から日歩２銭（7.3%）へ変更になりました。

令和3年度　各地区の賦課金について

一般会計及び各特別会計の賦課金を各地区毎に集計しますと、次のとおりです。
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

（単位：円）

地区名	１０a当たり賦課金	地区名	１０a当たり賦課金
十文字地区	5,200 ＋（地区賦課金）	北部地区	8,100 ＋（地区賦課金）
明治地区	8,100 ＋（地区賦課金）	八ケ郷地区	8,100 ＋（地区賦課金）
千歳地区	6,900 ＋（地区賦課金）	南山形地区	8,100 ＋（地区賦課金）
出羽地区	8,100 ＋（地区賦課金）	中部地区	6,900 ＋（地区賦課金）
久保手・隔間場地区	8,100 ＋（地区賦課金）	玉虫地区	8,100 ＋（地区賦課金）
西部地区	8,100 ＋（地区賦課金）		

令和3年度　地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。

（単位：円）

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
維持管理	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区（未整理地区）	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

令和3年度　各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。
決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

（単位：円）

地区名	１０ａ当たり決済金
南山形地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 163,373円（地区決済金 19）
玉虫地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 83,979円（地区決済金 25）
西部地区（ほ場整備内の田）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 106,059円（地区決済金 9）
西部地区（ほ場整備外の田）	523,408円（全地区決済金1+2）
	※　ほ場整備内・外の畑については別算定となります。
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 328,785円（地区決済金 6）
北部（一般地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 47,365円（地区決済金 10） ＋ 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部（成安地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 160,464円（地区決済金 10+11）
出羽（西地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 312,941円（地区決済金 4+7）
出羽（東地区）	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 176,543円（地区決済金 4）
明治地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 235,691円（地区決済金 3+7）
八ヶ郷地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 150,328円（地区決済金 20）
中部地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 210,815円（地区決済金 21） ＋ 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円（全地区決済金1+2）＋ 138,541円（地区決済金 5）
十文字地区	432,239円（全地区決済金2）＋ 284,331円（地区決済金 8）

◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

忘れていませんか？
こんな時は土地改良区へ届けましょう

【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年４月１日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

１．所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
２．死亡又は生前贈与等の名義変更
３．農業者年金受給のため経営移譲
４．住所等の変更
５．賦課金の振替口座関係の変更

【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

１．農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
２．公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

１．雨水排水の放流
２．工場等の雑排水放流
３．水路への蓋（橋）掛け
４．工事に伴う水路敷使用
５．工事に伴う農道使用
６．農地改良に伴う農道使用
７．下水管、水道管、排水管等の埋設
８．電柱等の設置
９．宅地への通用路としての農道使用

注意！滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料
（農道使用の場合）
個人　一件年額　二、〇〇〇円
※ 尚、組合員以外の場合は別料金となります。

二、境界の立会い
●境界立会申請　一件　五、〇〇〇円
●誤謬訂正の申請　一件　一〇、〇〇〇円
●測量　実費

三、各種意見書交付手数料
一件　一、〇〇〇円
（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料
一件　一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料
一件　一、〇〇〇円

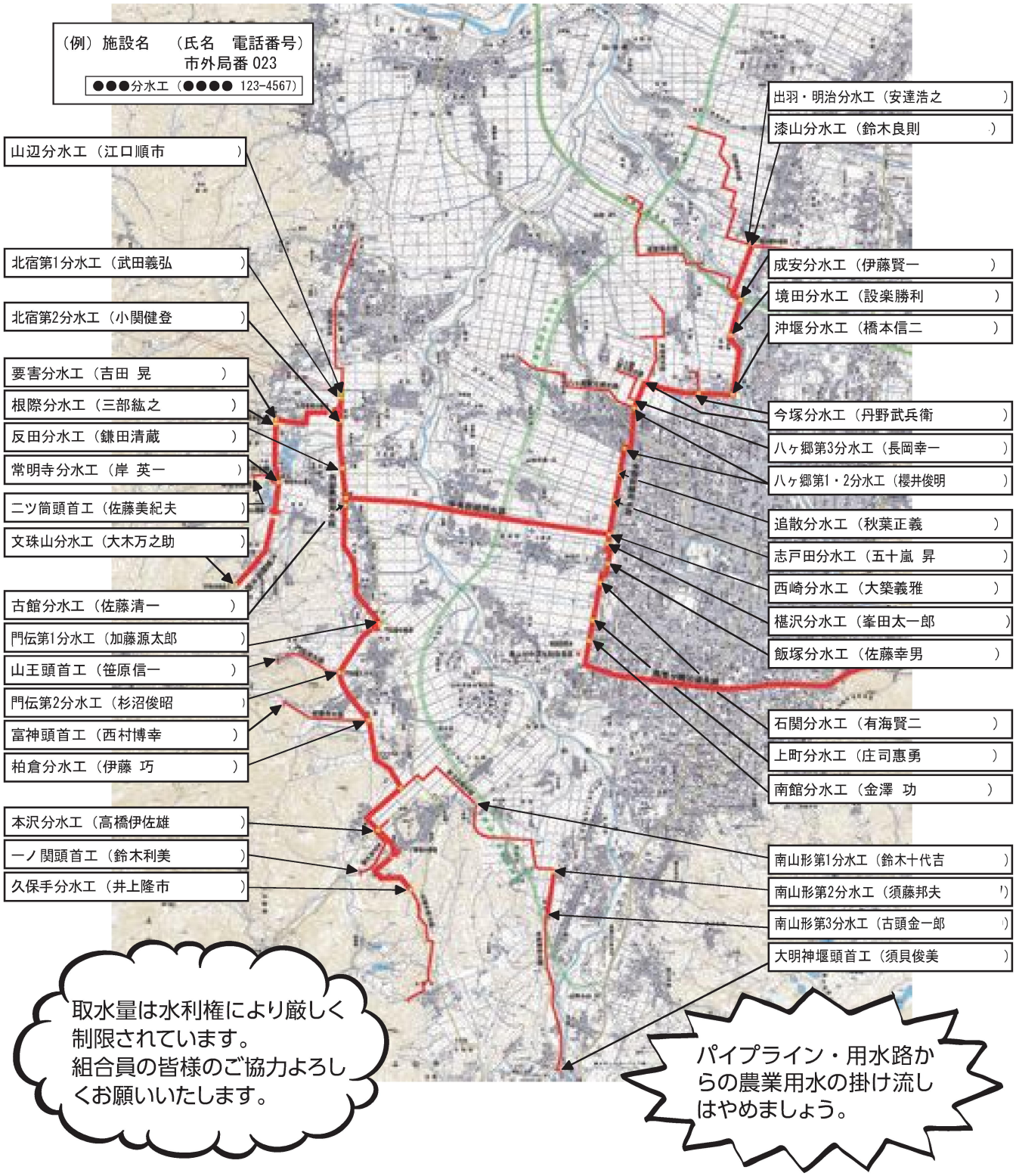
※ 別途、消費税がかかります。
※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

◎ 各種申請書・書き方は当改良区ホームページからもダウンロード出来ます。

◇水利のご相談は水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をして頂く３８名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区に直接ご連絡下さっても対応できませんので、必ず下記の水利調整委員にご連絡してください。

水利調整委員会　◎委員長　峯田 太一郎　　○副委員長　大木 万之助　　櫻井 俊明



令和３年度 地区管理運営委員会と事務局機構

◇改良区全体に関すること　事務局長　石山　廣昭
◇総務・会計に関すること　総務課長(兼)会計主事　柴崎　健一
◇財務に関すること　財務課長　大狭間邦晃
◇管理に関すること　管理課長　加藤　裕二

当土地改良区には、10の管理運営員会と２つの維持管理委員会、１つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の督励・役員候補者の推薦などの業務を担っております。

市外局番 023

	地区委員会	委員長（☎）	副委員長（☎）	地区担当職員	
1	明治	東海林貞悦	伊藤喜久雄	細野　諭	山本　竜也
2	出羽	海和　盛行	丸子　宏 小林　康弘	遠藤　愛実	有路　樹
3	千歳	渡邉　欣一	設楽　勝利	佐藤　善啓	清水　嵩登
4	北部	丹野才兵衛	長岡　幸一	菊地　望	有路　樹
5	八ヶ郷	遠藤　勇	前田　信雄	佐藤　善啓	細野　諭
6	中部	大築　義雅	斎藤　嘉雄	寒河江秀明・荒井　克也・鈴木　奏人	
7	南山形	須貝　俊美	古頭金一郎	秋葉　真理	細野　諭
8	久保手・隔間場	井上　隆市	渡辺佐登志 井上　健吉	秋葉　真理	清水　嵩登
9	西部 １～３工区	広谷五郎左工門	粟野　省三	三嶽　徹	後藤　竜也
	西部 ４～６工区			品川　康臣	山本　竜也
10	玉虫	江口　順市	武田　正	寒河江秀明	後藤　竜也
11	出羽・明治	海和　盛行	東海林貞悦	荒井　克也	鈴木　奏人
12	成沢	荒井　勲	相馬　清孝	菊地　望	
13	十文字	髙梨三知宏	高橋　正善	三嶽　徹	

事務局機構と職員

令和三年四月一日現在、事務局体制です。よろしくお願いします。

事務局長　石山　廣昭

◇総務課
課長（兼）会計主事　柴崎　健一
主任　寒河江秀明
主任　遠藤　愛実
主事　佐藤　善啓
主事　菊地　望
多面的専門員　進藤　耕司

◇財務課
課長　大狭間邦晃
課長補佐　品川　康臣
管財係長　細野　諭
主任　秋葉　真理
主事　三嶽　徹

◇管理課
課長　加藤　裕二
主任　山本　竜也
技師　荒井　克也
技師　有路　樹
技師　後藤　竜也
技師補　鈴木　奏人
主事補　清水　嵩登
臨時　金澤　千春

令和２年７月豪雨災害

令和２年７月28日～29日に発生した豪雨により中流管内にて多大な被害を受けました。その中で、山形盆地西部湖沼群に位置する苔沼の用水路が災害を受け、早急に用水路を開通させると共に、豪雪地帯であることから冬期間前に復旧工事を完了させる必要がありました。山形市災害復旧事業を活用し工事費4,426千円（市補助70%）、令和２年12月３日に工事が完了しました。

令和２年７月豪雨災害　苔沼用水路災害復旧工事


着工前


完了後

基幹水利施設ストックマネジメント事業

平成24年度より事業開始し、令和２年度に完了しました。同事業にて、老朽化・腐食劣化等があった頭首工施設の除塵機等付帯設備の整備や揚水機の更新等を実施しました。

総事業費735,000千円となり、内75％が国県・市町補助となっております。

事業実施施設（常明寺頭首工）


着工前


完了後

土地改良区の賦課金とは何？その1

Q 賦課金とは？

A 土地改良区は、受益地内の土地につき組合員に対して金銭を賦課徴収することができ、組合員の方々から頂いた賦課金を運営費とし、農業用水の安定供給、水路・農道の整備、施設の維持管理等を行っております。

Q 農地を耕作していない場合も賦課金は払わなければならないの？

A 耕作者のいない農地については、土地改良法に基づき所有者が組合員となります。土地改良区の受益地内に農地として残っている限りは、賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q 賦課金はいつまで支払い続ける必要があるの？

A 現在の経常賦課金や特別賦課金は維持管理費としてお支払い頂いております。維持管理費は借入償還金と異なり受益農地である限りご負担していただく必要があります。

利水豊穣春の祈願祭（令和3年4月22日）

利水豊穣春の祈願祭は、昭和56年４月22日に初めて最上川の水が山形盆地に通水された日を祈念して昭和63年より毎年実施しており、今年で34回目を迎えます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、今年も規模を縮小しての開催となりました。利水豊穣碑前にて最上川と馬見ヶ崎川の清水による「合水の儀」に始まり、「祈願拝礼の儀」を行い、今年の豊水と豊作、農作業の安全を祈願いたしました。



【合水の儀】



【祈願拝礼の儀】

職員退職

事務局長（兼）総務課長　石山廣昭

財務課長（兼）会計主事　大狹間邦晃

令和三年三月三十一日付けで定年退職となりました。長年お疲れ様でした。

また、令和三年四月一日付けで役職付再雇用となりますので引き続きよろしくお願いいたします。

多面的機能支払交付金　活動紹介

下谷柏みどりの会

会長　横沢　政博

当活動組織は、五団体と百五十五名の構成員、十九名の役員で令和元年四月に設立し、今年で三年目を迎えることとなりました。対象農用地　田　四〇・四九ha、畑　〇・九九haで用水路一六・六二km、農道七・三一kmの農業施設があります。

活動内容は、自治会行政の一部である水利役員と班別し機能診断、用排水路分水桝等の泥上げ、草刈り、農道砂利敷等維持管理や施設の軽微な補修です。景観形成では蓮のビオトープ、遊休農地活用ではヒマワリ、コスモスを植えています。また、子供会との枝豆植栽と収穫体験も行っています。

長寿命化は、次年計画で未整備農道の舗装を行っていますがまだまだ不十分です。

今後農業者の高齢化により不作付農地が拡大するのではと危惧しており、不在村地主に広報紙や地先管理案内書で啓発活動を継続してまいります。今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、交付金を有効に活用し、保全管理活動を行っていきたいと考えています。



水路補修



枝豆の収穫体験

多面的機能支払交付金　活動組織一覧

地区	組織名
長町	長町・沖八区みどりの会
出羽	出羽自然を守る会
中野	中野みどりの会
成安	成安いきいき燦々水土里の会
見崎	見崎農地水の会
今塚	今塚水土里の会
明治	ふる里明治１００の会
江俣	江俣水土里の会
片谷地	片谷地みどり環境保全の会
上谷柏	上谷柏水土里育むみんなの会
大曽根	大曽根ふるさと創成会
村木沢	村木沢みどりの会
柏倉	「柏倉」自然を育むみんなの会
門伝	西部グリーンコミュニティ倶楽部
本沢	本沢地区豊かな地域づくり協議会
船町	船町みどりの会
内表	内表みどりの会
堪沢	堪沢地区ふるさと保全の会
南沼原	南沼原グリーン守区楽夢
下条	グリーンフィールド西崎
志戸田	志戸田水と緑の会
上町	上町わかば保全の会
八ヶ郷・中野	八ヶ郷・中野耕心会
津金沢	津金沢みどりの会
八ヶ郷・陣場	陣場農業地域保全会
吉野宿	吉野宿水土里の会
中部・陣場	陣場みのりの会
飯塚町	飯塚みどり賛寿壱の会
下谷柏	下谷柏みどりの会
久保手・隔間場	久保手・隔間場地域資源保全会
相模	みどりの会さがみ
玉虫	山野辺玉虫地区ふるさと保全の会

今年は任期満了に伴う 総代・役員の改選期 です。

◇総代の任期満了日　　令和３年10月６日

■総代の定数 75名（第１選挙区：29名、第２選挙区：18名、第３選挙区：28名）

※総代選挙における日程等の詳細は、最上川中流土地改良区総代選挙規程に基づき、後日公表いたします。また、選挙人名簿整備のため組合員名が変更になった場合は、速やかに土地改良区へ届出をお願いします。

◇役員の任期満了日　　令和３年10月21日

■理事の定数 16名（第１被選任区：６名、第２被選任区：４名、第３被選任区：６名）

■監事の定数 ３名（各被選任区：１名）

※役員の選任は新総代就任後、10月７日から10月21日までの間に当区定款、規程等に基づく諸手続を経て、総代会の議決により選任されます。